

申告に必要な持ち物

書類がそろっていないと受け付けできない場合があります。

下のチェックリストを使って持ち物がそろっているか事前に確認しておきましょう。

	確認		確認
①令和4年中の収入がわかる書類 源泉徴収票・収支内訳書・シルバー 人材センターの配分金支払証明書・ 個人年金の支払証明書など	☐	⑦手続きをする人(来場する人)の本人確認書類 顔写真あり／マイナンバーカード・運転免許証 など1点 顔写真なし／被保険者証・年金手帳など2点	☐
②納付証明書 国民健康保険税・介護保険料・後期 高齢者医療保険料・国民年金保険料 など	☐	⑧申告者・扶養親族・事業専従者の個人番号確認 書類 マイナンバーカード・通知カードなど	☐
③控除証明書 生命保険・地震保険など	☐	⑨確定申告のお知らせ(税務署からのはがき)	☐
④障害者控除を受ける人 該当者の各種障害者手帳または障害 者控除対象者認定証	☐	⑩所得税の還付を受ける人 申告者本人名義の預金口座番号がわかるもの	☐
⑤医療費控除を受ける人 医療費控除の明細書または医療費通知	☐	⑪代理で申告する人 世帯外の人が代理で申告する場合は委任状	☐
⑥寄附金(ふるさと納税など)控除を受 ける人 寄附金の受領書などの寄附先と寄附 金額を証明する書類	☐	⑫国外在住の親族を追加で扶養する人 送金証明書および親族であることを証明する書類	☐
		※申告会場での滞在時間短縮のため、特に作成に時間のか かる収支内訳書や医療費控除の明細書については、事前 に自宅で作成しておいてください。未作成の場合申告相 談が後になる場合があります。(申告会場での代行作成 は行いません)	

町県民税申告書は郵送でも提出できます

例年、申告会場は多くの人がお越しになり、会場内は大変混雑します。新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、できるだけ申告会場への来場を避け、町県民税の申告は郵送でのご提出にご協力ください。

郵便先

〒503-1392

岐阜県養老郡養老町高田798番地

養老町役場

総務部

税務課

個人住民税担当 宛

●郵送提出の注意点

1. 申告書には必ず住所・氏名・生年月日・電話番号・マイナンバーなどを記入してください。※押印は不要です。
2. 本人確認書類や収入・控除の証明書など必要書類を添付してください。
(必要書類は上記「申告に必要な持ち物」でご確認ください)
3. 提出された申告書について、確認事項がある場合、職員から連絡を行うことがありますので、日中連絡のできる電話番号を記入してください。
4. 申告書の控えが必要な人は、返信用封筒(住所、宛名を記入のうえ、必要金額分の切手を貼ったもの)を同封してください。返信用封筒がない場合は返送できません。
5. 所得税の確定申告書は町役場では受け付けできませんので、税務署へ直接郵送もしくはe-Taxをご利用いただき電子で申告してください。